

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 基本協定書(案)及び事業契約(案)に関する質問への回答(令和5年9月26日回答分)

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	2				対価の計算方法	改築更新費の対価の算定方法として、「事業提案時の改築更新費に従い年度末に支払いを行う。」とありますので、例えば事業者の判断によって、改築更新を前倒し、後ろ倒しもしくは実施しなかった場合でも、事業提案書に記載の改築更新費にもとづいて、支払いが行われるものと考えてよろしいでしょうか。	「維持管理・運営契約(案)」第41条2項により局との協議となります。
2	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	2				対価の計算方法	固定費③保全管理費の対価の算定方法として、「事業提案時の固定費に従い支払いを行う。」とありますので、例えば事業者の判断によって、改築更新を前倒し、後ろ倒しもしくは実施しなかった場合でも、事業提案書に記載の固定費にもとづいて、支払いが行われるものと考えてよろしいでしょうか。	「維持管理・運営契約(案)」第41条2項により局との協議となります。
3	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	2				対価の計算方法	事業期間を通して要求水準書に記載の日平均供給量の消化ガスが事業者側に引き渡されるわけではなく、実際には供給量が変動するものと思われ、ユーティリティ量もそれに応じて変動するものと思われ。そのため、支払いの対象となる費用に②ユーティリティ費(燃料費、薬品費、上水費)が記載されておりますが、これは固定費ではなく別途変動費として設定いただくほうが良いと思われ。ますので、ご検討をよろしく願いいたします。	原文のとおりとし、固定費の費目を変動費に変更しません。
4	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	4	(1)			燃料費の調整	「燃料費については、甲の帰責事由で消化ガス供給量が供給範囲の下限値を下回った場合、燃料費の調整を実施する。」とありますが、本燃料費関わるものは、記載の供給量に加えて、要求水準書P12のイ消化ガス性状も大きく影響を与えます。そのため、要求水準書及びそれに関連する公募資料で消化ガス性状の上限値、下限値、年間平均性状の提示をお願いいたします。	消化ガスの性状は「要求水準書」別紙5(2)に実績を示しており、性状の変動を考慮して提案してください。
5	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	4	(1)			燃料費の調整	「燃料費については、甲の帰責事由で消化ガス供給量が供給範囲の下限値を下回った場合、燃料費の調整を実施する。」とありますが、燃料費に加え、「薬品費」「上水費」も同様に、甲の帰責事由で、事業者の費用が増大した場合は、調整の対象と考えてよろしいでしょうか。	局の帰責事由により薬品、上水使用量が増加した場合等は、「維持管理・運営契約書(案)」第41条第2項により局との協議となります。
6	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	6	(3)	ウ		見直し後の対価	「YはXの各費用項目の額に上記イで求めた各指標のαを加味して算出する。」とありますが、これは $Y = X \times \alpha$ 、と言う理解でよろしいでしょうか。	Xの各費用項目の金額に $(1 + \alpha/100)$ を乗じた値の合計がYとなります。
7	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	6	(3)	ウ		見直し後の対価	「X:物価変動等考慮前の当該年度の対価、Y:物価変動等考慮後の当該年度の対価」と記載がありますが、これを「X:物価変動等考慮前の当該年度含む以後の対価、Y:物価変動等考慮後の当該年度を含む以後の対価」と変更いただけないでしょうか。もしくは同契約書別紙4.6.(3).イの「指標の変化率」の「最後に見直しを行った年度の指標」という記載を「令和4年7月から令和5年6月までの平均値」と変更いただけないでしょうか。ご記載の当該年度までの物価変動の影響が、当該年度以降の対価に反映されないルールになっております。	著しく物価水準が変動した場合の対価の見直しについては、当該会計年度の対価は変更せず、翌年度以降の対価を見直すように変更します。 X及びYの「当該年度の対価」を「翌年度以降の対価」に訂正します。
8	維持管理・運営契約書(案)	別紙4	6	(3)	ウ		見直し後の対価	改築更新費の参照指標として国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行調査統計局)が挙げられていますが、当該年度の全ての改築更新費を対象に、下式によって算出されるという理解でよろしいでしょうか。 見直し後対価 = 改築更新費 $\times (\beta \div 100 - (\pm 10/1000))$	見直し後の対価は、変動率βの1.0パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値に訂正します。これにより、改築更新費の見直し後対価は以下の式により算出します。 翌年度以降の改築更新費(見直し後) = 翌年度以降の改築更新費(見直し前) $\times (1 + (\beta - (\pm 1.0))/100)$